

前橋市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年11月26日

前橋市監査委員	関	哲	哉
同	長	岡	敏
同	鈴木	俊	司
同	金	井	清

内 監
令和6年11月25日

前 橋 市 長 小 川 晶 様
前 橋 市 議 会 議 長 笠 原 久 様

前橋市監査委員	関 哲 哉
同	長 岡 敏 夫
同	鈴 木 俊 司
同	金 井 清 一

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

定期監査結果報告書

1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し実施しました。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき毎年度実施する財務監査

3 監査の対象

(1) 対象部局

消防局

総務課、予防課、警防課、救急課、通信指令課

(2) 対象年度

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和5年度も対象としました。

4 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務については、関係法令に適合し、正確に行われているか、経営に係る事業の管理については、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、組織及び運営の合理化について努めているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務

(2) 契約事務

(3) 財産管理事務

(4) 債権管理事務

(5) 現金取扱事務

(6) 雇用管理事務

5 監査の実施内容

財務執行や歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取と質疑等を行いました。また、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

6 監査期間

令和6年10月11日から同年11月25日まで

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査の対象となった事務が監査基準第15条第2項第1号に規定する、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについては、おおむね適正に行われていると認められましたが、次に記載

のとおり一部に是正又は改善を要する指摘事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 消防局総務課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 消防局予防課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 消防局警防課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(4) 消防局救急課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(5) 消防局通信指令課（指摘事項 1 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 契約書について

多言語通訳サービス業務委託契約書において、契約規則第 5 3 条に規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、委託業務が完了した旨の報告義務及び検査に関する事項が記載されていなかった。

契約規則にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。